

令和7年3月18日（火曜日）

○出席議員（13名）

議長	七田満男君	7番	恩道正博君
1番	福島誠一君	8番	北川悦子君
2番	中村聡君	9番	夷藤満君
3番	土屋克之君	10番	清水文雄君
4番	西尾雄次君	11番	中川達君
5番	磯貝幸博君	12番	南守雄君
6番	川口正己君		

○説明のため出席した者

町長	生田勇人君	町民福祉部住民課担当課長 (環境管理室長)	川本静絵君
教育長	桐山一人君	町民福祉部 子育て支援課長	吉田真理子君
総務部長	松井賢志君	町民福祉部 保険年金課長	石垣泰司君
総務部担当部長 (税務担当) 兼税務課長	北野享君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉課担当課長 (保健センター所長兼地域包括支援センター所長)	上前久美子君
町民福祉部長	助田有二君	町民福祉部 福祉課長	秋田博之君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当)	中川裕一君	都市整備部 企画課長	奥田隆幸君
都市整備部長	上前浩和君	都市整備部企画課担当課長 (復興推進室長)	法利康博君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興・復興推進担当)	宮本義治君	都市整備部地域産業振興課長 兼観光振興室長	宮崎重幸君
教育委員会教育部長 兼学校教育課長	上出勝浩君	都市整備部 都市建設課長	渡辺崇君
消防本部消防長	重島康人君	都市整備部 上下水道課長	四月朔日松英君
総務部総務課長	山田卓矢君	都市整備部上下水道課担当課長 (料金・企業会計担当)	舟野裕美君
総務部総務課担当課長 (人事秘書担当)	安下美智子君	会計管理者 兼会計課長	長谷川万里子君
総務部財政課長	北正樹君	教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	中村友和君
町民福祉部長 住民課長	源多香子君	消防本部消防署長	中本潤君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 堀川 竜一 君 事務局 書記 中村 円香 君
事務局 参事兼次長 川端 誠矢 君

○議事日程（第3号）

令和7年3月18日 午後1時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第32号 内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例について

議案第33号 内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第35号 副町長の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第2

議案一括上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和6年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から

議案第33号 内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで及び

請願第3号 高額療養費改定の見直しを求める請願書

請願第4号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願

日程第3

議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて及び

議案第35号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第4

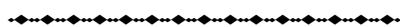
議会議案第1号 内灘町議会基本条例の制定について

日程第5

議会議案第2号 内灘町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
(第3号の追加1)

日程第1

議会議案第3号 高額療養費改定の見直しを行わない事を求める意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【七田満男君】 傍聴席の皆様には、

本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

本日は3月会議の最終日となります。議員各位には、最後まで慎重審議をお願い申し

会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

恩道正博総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 恩道正博君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【恩道正博君】

令和7年内灘町議会3月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第2号専決処分承認を求めることについて〔令和6年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第3号令和6年度内灘町一般会計補正予算（第9号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、7項交通安全対策費、3款民生費4項災害救助費、4款衛生費3項上水道費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費1項公共施設公用施設災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項並びに第2条地方債の補正、第3条繰越明許費の補正中、2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号令和6年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第8号令和6年度

内灘町下水道事業会計補正予算（第3号）の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号令和7年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、3款民生費4項災害救助費、4款衛生費3項上水道費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、5項公共施設公用施設災害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項予備費の各款項並びに第2条地方債、第3条一時借入金、第4条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号令和7年度内灘町水道事業会計予算、議案第15号令和7年度内灘町下水道事業会計予算の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第18号内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例について、議案第21号内灘町税条例の一部を改正する条例についての6議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についての2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第27号農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の変更について、議案第28号内灘町災害復興計画（まちづくり計画）の策定について、議案第30号町道路線の認定について、議案第31号町道路線の変更についての4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第32号内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果について、報告を終わります。

令和7年3月18日

総務産業建設常任委員会委員長 恩道正博
○議長【七田満男君】 清水文雄文教福祉常任委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕
○文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和7年内灘町議会3月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第3号令和6年度内灘町一般会計補正予算（第9号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費、11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費、5項厚生労働施設災害復旧費の各款項並びに第3条繰越明許費の補正中、4款衛生費2項清掃費、11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号令和6年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号令和6年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第6号令和6年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号令和7年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費、11款災害復旧費1項厚生労働施設災害復旧費、4項文教施設災害復旧費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号令和7年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第11号令和7年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第12号令和7年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号令和7年度内灘町介護保険特別会計予算の4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、

原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第29号第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画の策定についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第33号内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第3号高額療養費改定の見直しを求める請願書については、採択することに決しました。

請願第4号選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願については、継続審査とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和7年3月18日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【七田満男君】 これをもって各委員会の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【七田満男君】 なお、通告期限までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして、質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【七田満男君】 次に、討論に入りま

す。

討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議案第22号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

町の国保税の財政は厳しく、やっとな赤字解消になりましたが、県への納付額引上げ等もあり、町は国保税の引上げを出されました。現在、物価高騰で苦しむ家庭がほとんどです。物価高騰に、毎日買物に行きたくないと悩む方も多いと思います。

追い打ちをかけるように、国保税の引上げはとても受け入れることができません。特に収入のない子供たちにもかかる均等割は、4万9,800円から5万8,800円と9,000円の引上げとなっています。これでは国保税を払いたくても払えない方も出てきます。病院控えの方も出てくるでしょう。

国保税の引上げに、国民の命と健康を守るためにも反対いたします。

次に、請願第3号高額療養費改定の見直しを求める請願書について、委員長報告は採択でした。賛成の立場で討論します。

議会中に8月に引き上げる案が凍結になりましたが、石破総理は、秋までに方針を決定すると言っています。

高額療養費は、皆さんご存じのように、がん治療などで長期の入院が必要な人や、治療のため高額な薬剤を使い続ける人などが重い医療費負担によって治療、療養の継続が脅かされないように、月々または1年間に支払う医療費負担を一定額以下にとどめる制度として公的医療保険制度において設けられています。

まさに、命綱である高額療養費制度の負担上限額を、今回、低所得層も含めて大幅に引

き上げる改定が政府・与党によって検討されています。患者、国民の命、暮らしを脅かす高額療養費制度改定の見直しを行わないことを求めています。

この請願に議員の皆様方の賛同をよろしくお願いをいたしまして、討論といたします。

○議長【七田満男君】 討論ありませんか。
——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【七田満男君】 これより議案の採決に入ります。

なお、夷藤議員におかれましては、座席において挙手による採決を認めます。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕及び議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第3号令和6年度内灘町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決され

ました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第4号令和6年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号令和6年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第6号令和6年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第7号令和6年度内灘町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第8号令和6年度内灘町下水道事業会計補正予算（第3号）の5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第8号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第9号令和7年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第10号令和7年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第11号令和7年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第12号令和7年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号令和7年度内灘町介護保険特別会計予算、議案第14号令和7年度内灘町水道事業会計予算、

議案第15号令和7年度内灘町下水道事業会計予算の6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第10号から議案第15号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第16号一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第18号内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号内灘町税条例の一部を改正する条例についての6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第16号から議案第21号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第22号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第23号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第25号内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第23号から議案第26号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第27号農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の変更について、議案第28号内灘町災害復興計画（まちづくり計画）の策定について、議案第29号第3期内灘町子ども・子育て支援事業計画の策定について、議案第30号町道路線の認定について、議案第31号町道路線の変更についての5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第27号から議案第31号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第32号内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例について、議案第33号内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第32号及び議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長【七田満男君】 次に、請願の採決に入ります。

請願第3号高額療養費改定の見直しを求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、請願第3号は、採択とすることに決定いたしました。

○議長【七田満男君】 次に、請願第4号選択的夫婦別姓制度をただちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請

願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、請願第4号は、継続審査とすることに決定いたしました。



○議案の上程

○議長【七田満男君】 日程第3、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて及び議案第35号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。



○表 決

○議長【七田満男君】 ただいま議題となっております議案は、質疑、委員会付託、討論を省略し、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【七田満男君】 次に、議案第35号副町長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議案第35号副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

討論の省略

○議長【七田満男君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第3号は提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【七田満男君】 これより議案の採決に入ります。

お諮りいたします。議会議案第3号高額療養費改定の見直しを行わない事を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【七田満男君】 起立全員であります。よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○議員の派遣

○議長【七田満男君】 次に、議員の派遣についてお諮りいたします。

来月、4月2日、3日の2日間、私、議長を、要望・陳情活動のため東京都へ、また、4月16日から18日までの3日間、全議員を、震災復興現地視察研修のため、熊本県方面へ、それぞれ派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

なお、出張等細部取扱いについては、あらかじめ議長に一任願います。



○閉議・散会

○議長【七田満男君】 以上で今3月会議に付議されました議件は全て議了いたしました。よって、令和7年内灘町議会3月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでございました。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、
ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員